

令和4年12月27日

参考資料2

子ども家庭福祉に係る研修の研修課程について【有資格者追加分】(まとめ)

<子ども家庭福祉に係る研修の有資格者追加分について（事務局案の検討方針及び着眼点）>

(目的・内容・実施方法・試験について)

- 今回の認定資格については、まずは子ども家庭福祉分野の現任者の専門性の一層の向上を急務として創設されたものであることを踏まえ、子ども家庭福祉に係る研修実施時において、子ども家庭福祉分野における実践的な経験を一定程度有する者に取得いただくことを想定している。
一方で、子ども家庭福祉分野の相談支援等を行う専門的人材の確保が重要であることを踏まえ、子ども家庭福祉分野における実践的な経験を一定程度までは有しない者であっても、追加の子ども家庭福祉に係る研修を受講し、子ども家庭福祉に係る実践的な力を身に付けていただくことにより、資格取得を可能とすることとしてはどうか。
- 具体的には、有資格者ルートのうち、子ども又はその家庭に対して一定程度の相談援助業務を行った経験がない者（子ども又はその家庭に対して業務量を問わず、相談援助業務を行った経験がある者）については、子ども家庭福祉に係る支援の実務経験の程度に鑑み、子ども家庭福祉に係る研修実施時において、子ども家庭福祉に係る基礎的な知識や技術を用いて支援を実施できる実践的な力を身に付けていただくための研修を受講することとしてはどうか。
- 上記を踏まえ、子ども家庭福祉に係る研修の有資格者追加分については、
 - ・ 子ども家庭福祉に係る基本的な知識や技術を用いて実践的な力を身に付けることを想定し、要保護児童対策調整機関の調整担当者の法定研修を参照すること
(※) 地方公共団体に設置される、要支援児童等（要保護児童、要支援児童及びその保護者又は特定妊婦）に関する支援を行う要保護児童対策地域協議会（要対協）においては、要保護児童対策調整機関を指定することとされているが、当該調整機関に配置される調整担当者の法定研修は28.5時間とされている。当該調整担当者は、要支援児童等に対する支援が適切に実施されるよう、支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて関係機関等との連絡調整を行うこととされており、子ども家庭福祉に係る基礎的な知識や技術を用いて支援を行っている。
 - ・ その上で、社会福祉士及び精神保健福祉士の養成課程のカリキュラムとの重複部分の削除や、要対協に特化した科目の削除

を行うこと

- ・ 演習や現場見学により、より実践的な力を身に付ける実施方法とすること
 - ・ 受講者のうち社会福祉士養成課程のカリキュラム中「児童・家庭福祉」に該当する科目を履修した者については、講義部分の受講を免除することとの方向で検討してはどうか。
- また、試験については、子ども家庭福祉分野における相談支援等に係る基礎的な知識及び技術等を身に付けているかを確認するために実施するものであることから、子ども家庭福祉の認定資格の試験の出題範囲に含めることとしてはどうか。

＜子ども家庭福祉に係る研修【有資格者追加分】＞

- ※ 子ども家庭福祉に係る研修の各科目は、到達目標及び想定される研修内容の例示を踏まえて研修内容を構成すること。また、規定時間以上の時間を確保すること。
- ※ 子ども家庭福祉に係る研修【有資格者追加分】については、有資格者ルートの者であって、「一定程度の子ども又は家庭への相談援助業務」の経験を有しない者のみ受講を必須とすることとする。
- ※ 追加研修の科目について、演習に該当する部分をまとめて教授する等、研修実施機関において柔軟な実施を可能とする。
- ※ 番号は議論のしやすさの観点から便宜上付したものだが、とりまとめにおいては削除することを想定。

| 科目名 (講義9・演習9、見学実習6) | 時間 | 専門性に係るWG資料中「主な柱だて」との対応関係 | 到達目標 | 想定される研修内容の例示 |
|---|------|--|--|--|
| 【講義及び演習】※講義について、社会福祉士養成課程において「児童・家庭福祉」に該当する科目を履修した者は、講義を免除することができる。 | | | | |
| 1 子どもの権利擁護と倫理 | 講義 1 | 1. 子ども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利の考え方について理解する。 ○子どもの権利に関する条約や国内法について理解する。 ○子どもの権利侵害について理解する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利の考え方 ○児童の権利に関する条約 ○児童福祉法の理念 ○国連「児童の代替的養護に関する指針」 ○子どもの権利侵害 |
| 2 子ども家庭相談援助制度及び実施体制 | 講義 1 | 2. 子どもの発達と養育環境等の子どもを取り巻く環境を理解すること | <ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭の問題に関する現状と課題について理解する。 ○子ども家庭福祉に関する法令及び制度について理解する。 ○国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割について理解する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭の問題に関する現状と課題 ○子ども家庭福祉に関する法令及び制度 ○国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割 |
| 3 児童相談所の役割と連携 | 講義 1 | 2. 子どもの発達と養育環境等の子どもを取り巻く環境を理解すること | <ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所の組織と職員について理解する。 ○援助決定の流れについて理解する。 ○市町村子ども家庭相談と児 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所の組織と職員 ○援助決定の流れ ○市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働 |

| | | | | |
|-----------------------|--------------------|-----------------------------------|---|--|
| | | | 童相談所との協働について理解する。 | |
| 4 子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方 | 講義 1 演習 3 | 3. 子どもや家庭への支援の方法を理解・実践できること | <ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭相談の業務について理解する。 ○相談受理のあり方や支援決定の流れを理解する。 ○保護者理解と支援について理解する。 ○面接相談の方法と技術について、特に子どもの面接・家族面接・家庭訪問のあり方を理解する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭相談の業務 ○相談受理のあり方 ○支援決定の流れ ○保護者理解と支援 ○面接相談の方法と技術 ○子どもの面接・家族面接・家庭訪問のあり方 |
| 5 社会的養護と市町村の役割 | 講義 1 | 2. 子どもの発達と養育環境等の子どもを取り巻く環境を理解すること | <ul style="list-style-type: none"> ○社会的養護制度や養子縁組制度について理解する。 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携について理解する。 ○移行期ケア、ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援、年長児童の自立支援のあり方について理解する。 ○生活支援と治療的養育について理解する。 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価）について理解する。 ○社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方について理解する。 ○家庭復帰と市町村の役割について理解する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ○社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方 ○家庭復帰と市町村の役割 |
| 6 子どもの成長・ | 講義 | 2. 子どもの発達と養育環 | ○子どもの成長・発達の特性に | ○子どもの成長・発達の特性 |

| | | | | |
|-----------|--------------------|--|---|---|
| 発達と生育環境 | 1 | 境等の子どもを取り巻く環境を理解すること | <p>ついて理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生育環境とその影響（DV・貧困を含む）について理解する。 ○子ども及び保護者の精神や発達等の状況について理解する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○生育環境とその影響（DV・貧困を含む）について理解する。 ○子ども及び保護者の精神や発達等の状況 |
| 7 子ども虐待対応 | 講義 1 演習 6 | 2. 子どもの発達と養育環境等の子どもを取り巻く環境を理解すること 3. 子どもや家庭への支援の方法を理解・実践できること | <ul style="list-style-type: none"> ○子ども虐待対応の基本原則（基本事項）について理解する。 ○子ども虐待の発生予防や早期発見・早期対応について理解する。 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援）について理解する。 ○子ども虐待事例のケースマネージメント（アセスメント・プランニング）について理解する。 ○子ども虐待事例の心理療法について理解する。 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証について理解する。 ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響について理解する。 ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断、被害事実確認面接について理解する。 ○通告の受理、安全確認 | <ul style="list-style-type: none"> ○子ども虐待対応の基本原則（基本事項） ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○子ども虐待事例のケースマネージメント（アセスメント・プランニング） ○子ども虐待事例の心理療法 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証の理解 ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネジメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あ |

| | | | | |
|---|------|-----------------------------------|--|--|
| | | | <p>告時の聞き取り方について理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通告時の危機アセスメント、初期マネージメントについて理解する。 ○調査について理解する。 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方について理解する。 ○特別な支援が必要な事例について理解する。 ○乳児揺さぶられ症候群(SBS)、虐待による頭部外傷(AHT)への対応について理解する。 ○性的虐待への対応について理解する。 ○居住実態が把握できない児童や無戸籍児童への対応について理解する。 | <p>り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクト）の理解 ○乳児揺さぶられ症候群(SBS)、虐待による頭部外傷(AHT)への対応 ○性的虐待への対応 ○居住実態が把握できない児童への対応 ○無戸籍児童への対応 |
| 8 母子保健機関や子どもの所属機関の役割・連携及び子どもと家族の生活に関する法令・制度 | 講義 2 | 2. 子どもの発達と養育環境等の子どもを取り巻く環境を理解すること | <ul style="list-style-type: none"> ○母子保健における視点について理解する。 ○母子保健に関する法令と施策、母子保健事業の展開と実務について理解する。 ○母子健康手帳の活用について理解する。 ○特定妊婦の把握と支援について理解する。 ○教育機関との連携のあり方について理解する。 ○保育所等の利用と連携のあり方について理解する。 ○子ども・若者支援制度について理解する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○母子保健における視点 ○母子保健事業の展開と実務 ○母子健康手帳の活用 ○特定妊婦の把握と支援 ○教育機関との連携のあり方 ○保育所等の利用と連携のあり方 ○子ども・若者支援制度 ○ひとり親家庭の支援制度 |

| | | | | |
|--------|-----------|----------------------------|--|--|
| | | | ○ひとり親家庭の支援制度について理解する。 | |
| 9．見学実習 | 見学実習 6 | 3．子どもや家庭への支援の方法を理解・実践できること | <p>○施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。</p> <p>○総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的な内容を実践的に理解する。</p> | <p>次に掲げる事項を通じて、子ども家庭福祉のソーシャルワークの実践現場を理解し、特定の施設・機関（以下「施設等」という。）の職員から見学により、直接話を聞く等を通じ、子どもや家庭のおかれている環境やサポート体制等支援の実際を学習し、その機能等を学ぶものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等に関する事前学習 ・施設等の職員による概要説明の理解 ・施設等が地域で果たす役割と多職種・多機関・地域住民等との連携・協働による実践の概要の理解 ・施設等の見学 ・施設等の職員との質疑応答 ・施設等の見学等を踏まえた課題の整理等の振り返り <p>※ 施設・機関の見学にあたっては、支援を必要とする子ども等に対するソーシャルワーク（総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携を含む）について実践的に理解するため、ソーシャルワークの一環として開催される自治体や施設、関係機関等とが話し合う会議体等（例えば受理会議、支援方針会議、個別ケース検討会議等）を見学することが望ましい。</p> <p>※ 一人の受講生について、複数の施設等で、見学により直接話を聞く等を通じ支援の実際を学習しその機能等を学ぶこととしてもよい。</p> |